2026年9月28日

各　　位

会　　社　　名　株式会社長谷工リフォーム
代　表　者　名　代表取締役社長　　星野 竜緒
本 店 所 在 地　東京都港区芝二丁目６番１号
問　合　せ　先　営業企画部
０１２０－１０３－５０８

公正取引委員会からの排除措置命令書および課徴金納付命令書の受領について

株式会社長谷工リフォーム（本社：東京都港区、代表取締役社長：星野 竜緒、以下「当社」）は、2025年3月4日に、関東地区における大規模修繕工事の受注に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、当社は、本件に関し、同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、内部管理体制を一層強化し、再発防止および信頼回復に努めてまいります。

また、本命令を厳粛に受け止め、その責任の所在および信頼回復に向けて取り組む姿勢を明確に示すため、後述のとおり関係者の処分を行うことといたします。

１．排除措置命令の概要

当社は、マンション管理組合が株式会社リノシスコーポレーションまたは株式会社翔設計に設計コンサル業務を委託した上で施工業者に対して発注する関東地区に所在するマンションの大規模修繕工事に関し、設計コンサル業者および施工業者との間で、設計コンサル業者と受注協力関係を構築した者を受注予定者とする旨を合意することで、事前に受注予定者を決定し、当該受注予定者が受注できるようにしていたとの事実認定がなされました。

当該行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、今後同様の行為が行われないよう、必要な措置を講じること等が命じられました。

２．課徴金納付命令の概要

課徴金として、3億2,937万円を、所定の納付期限である2027年4月30日までに国庫へ納付することが命じられました。なお、上記課徴金額については、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、25%の減額が認められております。

３．再発防止に向けて

当社では、公正取引委員会の立入検査が行われたことを受け、業務内容の再確認を行うとともに、適正かつ公正な取引の徹底に努めております。

当社は、独占禁止法違反行為が認定されたことを真摯かつ重大に受け止め、排除措置命令に基づく措置を誠実に履行するとともに、営業体制全般を刷新し、再発防止に向け、全役職員が一丸となって、以下の施策に取り組んでまいります。

（１） 取締役会において、今後独占禁止法に違反する行為を一切行わない旨の決議

（２） 代表取締役社長による、当社全役員および全従業員に向けたコンプライアンス徹底に関するトップメッセージの発信

（３） 独占禁止法の遵守に関する行動指針および社内規程の整備、全役員および全従業員への周知徹底

（４） 全役員および全従業員を対象とした、独占禁止法遵守に関する教育・研修の定期的な実施

（５） 全役員および全従業員を対象とした、内部通報相談制度の周知および趣旨の再徹底

（６） 上記再発防止策の定期的な評価および必要な見直し

４．関係者の処分

（１） 代表取締役会長の辞任

今回の事態を厳粛かつ重大に受け止め、その経営責任を明確にするため、当社の代表取締役会長 河合 英樹は本日付で辞任することといたしました。

（２） 代表取締役社長の報酬自主返納

今後、同様の事態を二度と生じさせないという強い意思と姿勢を示すべく、当社の代表取締役社長 星野 竜緒は役員報酬の一部を自主返納することといたしました。

代表取締役社長（1 名）	月額報酬の 10%	2026 年 9 月から 3 ヶ月

（３） 関係役職員の処分

関係する役職員に対して懲戒処分を行うことを決定いたしました。

５．その他

本件により、建設業法に基づく監督処分等の対象となる可能性がありますが、現時点において、当社に対する具体的な行政処分は決定されておりません。今後、行政処分の有無もしくはその内容、または当社の事業および業績に重要な影響を及ぼす事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以 上